

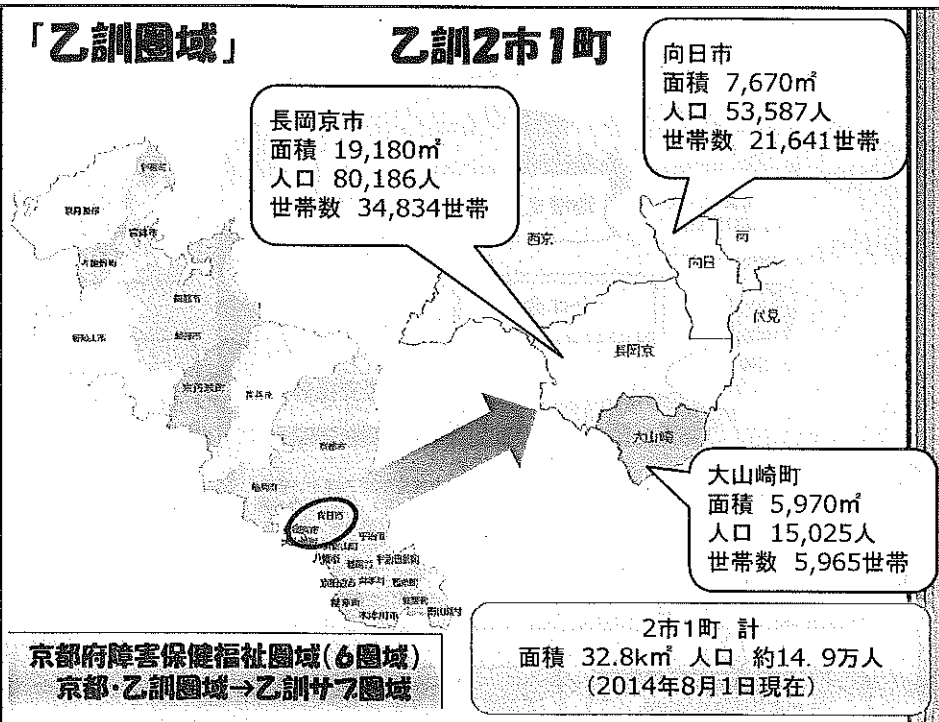
平成26年度
 京都相談支援事業従事者初任者研修
 「自立支援協議会について」実践報告
 2014年 8月28日

**乙訓圏域障がい者自立支援協議会における
 「入院時コミュニケーション支援」に
 かかる取り組みについて**

乙訓圏域障がい者自立支援協会
 「医療的ケア」委員会 委員 尾瀬 順次
 (特定非営利活動法人てくてく)

「乙訓圏域」

乙訓2市1町

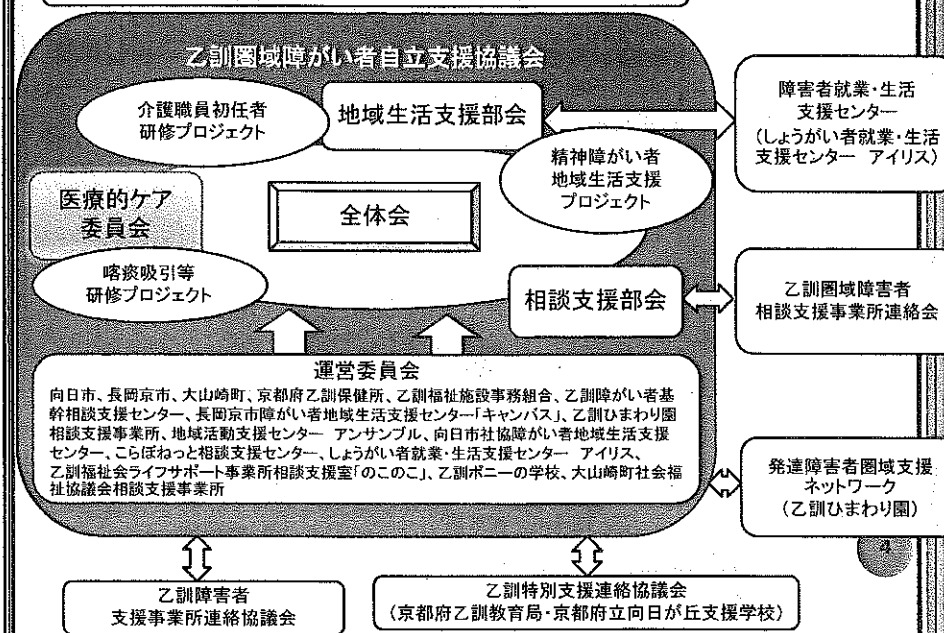


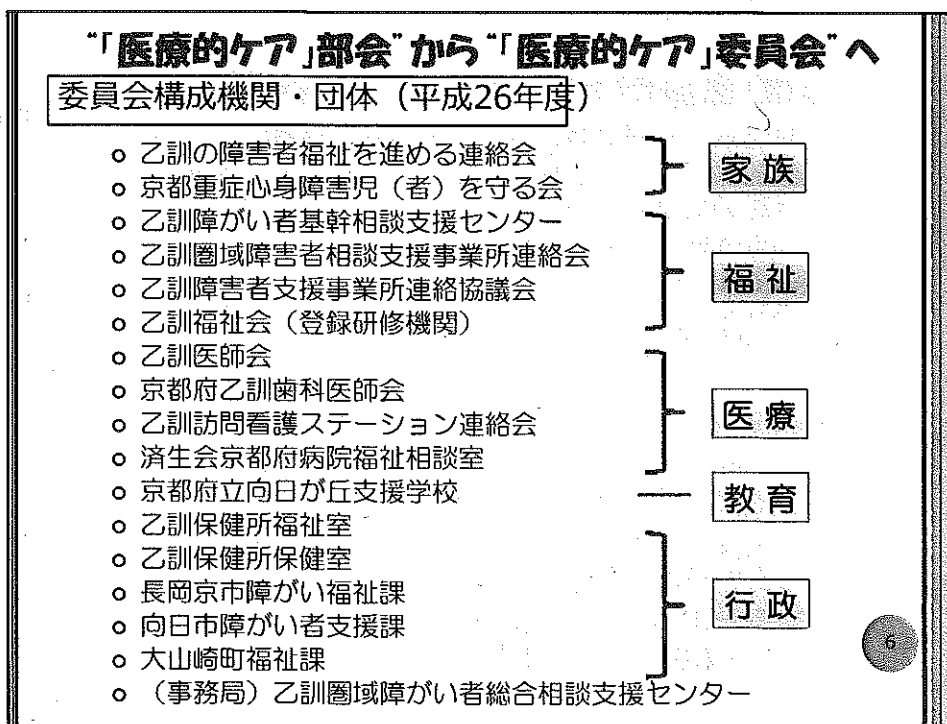
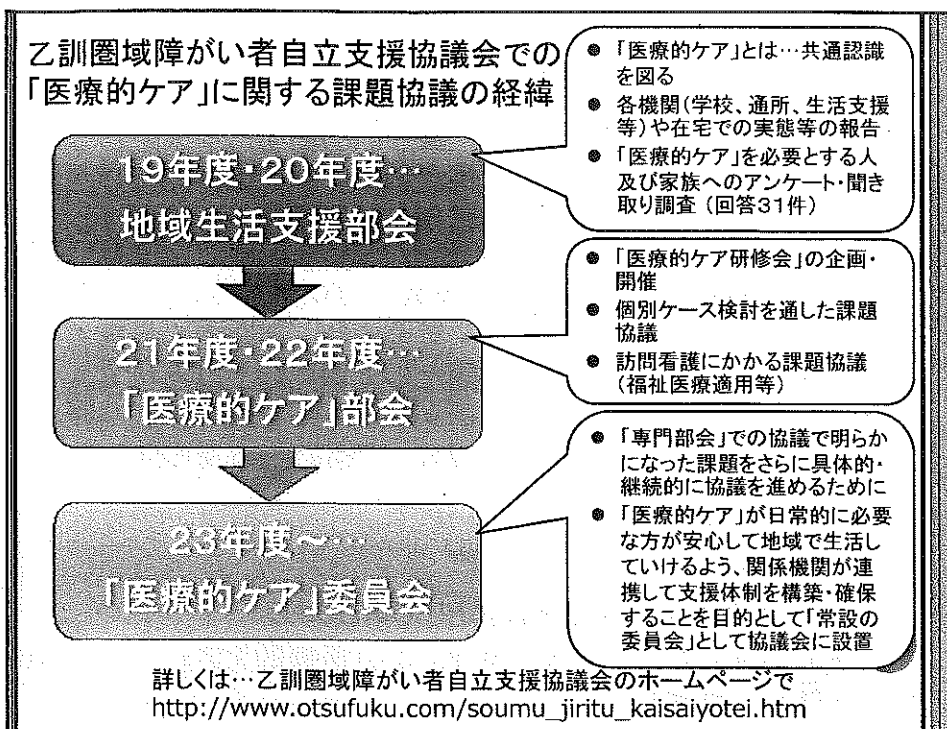
乙訓圏域障がい者自立支援協議会

- 実施主体 向日市、長岡京市、大山崎町
 - ・ 2市1町共同設置による地域自立支援協議会であり、圏域自立支援協議会でもある
- 目的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整
- 事業
 - ・ 障がい者の生活を支援するために必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
 - ・ 困難事例について支援策などの協議を行う。
 - ・ 将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
- 組織
 - ・ 全体会、専門部会、委員会、プロジェクト、
 - ・ 運営委員会、事務局（GM）

3

26年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図





「入院時コミュニケーション支援」協議の経緯

- そもそも…以前からあった、障がいのある方が入院した際に家族（主に母）の「付き添い」が「現実的に必要」な状況をどう考えるべきかという問題
 - ・ 通所施設職員等の自発的な対応や「私費サービス」の実施など実態と必要性に応じた「支援」は行われてきた。
- 自立支援協議会の専門部会・委員会や、市町での会議等では数年前から何度も課題として意見が上げられてきた
 - ・ 24年度「『医療的ケア』委員会」「地域生活支援部会」で意見として上げられる。



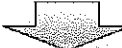
25年度協議会での協議課題として申し送り。
 運営委員会での協議課題整理により「医療的ケア」
 委員会で協議を行うこととなる。

25年度「医療的ケア」委員会での取り組み 1

第1回定例会（4月25日）…「今年度の協議について」

- 「医療的ケア」が必要な方の「入院時に必要な支援」にかかる課題の協議について…
 - ・ 当事者(家族)への現状・意向等の聞き取り
 - ・ 個別事例の検討
 - ・ 「入院時コミュニケーション支援事業」をすでに実施されている自治体の状況調査

…などに取り組んではどうか？



- ① 「乙訓の障害者福祉を進める連絡会」による「医療的ケア」が必要な方(家族)への聞き取り
- ② 相談支援事業所より「入院時の支援」を行った事例報告を受け、課題を検討する。
- ③ 与謝野町(自立支援協議会での協議を経て25年度より事業開始)への訪問調査
 …を実施することとなった。

25年度「医療的ケア」委員会での取り組み 2

第2回定例会（6月27日）

- ① 「医療的ケア」が必要な方(家族)への聞き取り調査の報告
- 対象 9名…全員が入院時24時間の見守りが必要、実態的に家族(主に母)が付き添っている現状があることが確認された。
 - 「昼間2～3時間でもいいので代ってほしい」「誰かに代わってもらえたらコンビニや自販機にも安心して行ける、少しでも身体を休めたい」という切実な声が上がっていた。
- ② 個別事例報告
- 「私費サービス」による支援を行っているケース
 - 「本人の訴えが通じない」「トラブルや必要性があってもナースコールが押せない」「点滴時の抜去やベッドからの転落防止等のための『見守り』が必要」など、「安心して療養」するためには何らかの支援が必要であるとの報告がされた。

25年度「医療的ケア」委員会での取り組み 3

第2回定例会（6月27日）

- ③ 与謝野町への訪問調査の報告
- 「与謝野町障害者相談支援事業所 結」訪問。（5月30日）自立支援協議会での個別事例検討からの協議を経て、町での事業検討へつなげる経緯をうかがう。
 - 町担当者より事業内容の説明を受ける。「個別性による判断も加味できるよう、制度の入り口の時点で対象者を限定的にはしない仕組み」となっている。

※あわせて丹後2市1町及び京都市の「入院時コミュニケーション支援事業」の要項の比較表を作成し報告。



これらの協議に基づき「入院時の支援」に関する報告書に取りまとめる

京都府下 障害者入院時コミュニケーション支援事業の比較 乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会

	与謝野町	京丹後市	宮津市	京都市
趣旨・目的	障害児(者)以下「障害者」という。)の地域生活を支援するため、障害者及びその介護者の必要に応じて、迅速かつ柔軟なサービスを提供する団体の行う事業(以下「地域生活サポート事業」という。)について必要な事項を定めることにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	重度障害児者が発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合で、本人との意思疎通に熟達した指定障害福祉サービス事業者の従業員をコミュニケーション支援員(以下「支援員」という。)として派遣する事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める	意思疎通を十分に図ることができない重度の障害者又は障害児(以下「重度障害者等」という。)が入院する場合において、重度障害者等と医療従事者との意思疎通を図る者(以下「コミュニケーション支援員」という。)を派遣することにより、診療行為の円滑化を図ることを目的として行う宮津市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定める	重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業実施要綱 意思表示が困難な重度障害のある障害者及び障害児が入院した際、主に医療従事者との意思疎通がスムーズに図れるように、その医療機関の病棟に支援員を派遣し、もって障害福祉の増進及び障害のある方の地域生活の向上に資することを目的とする
事業内容	(1) 日中一時預かり (2) 福祉による生活支援・家事援助 (3) 移動支援サービス (4) 入院時コミュニケーション支援員 (5) その他町長が特に必要と認めたもの 登録利用者が地域生活サポート事業を利用したときは、当該サービスを提供した登録団体に対し支払う利用料金は、利用時間が年間180時間までは無料 入院時コミュニケーション支援	入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援とし、診療報酬の対象となるサービスは対象としない。 2 事業を利用できる時間数は、原則として、1年度につき100時間以内	1 回の入院につき入院の初日から14日以内において80時間を上限として、コミュニケーション支援員を派遣するものとする。 コミュニケーション支援員は、重度障害者等と医療従事者との意思疎通の円滑化を図るものとし、診療報酬の対象となるサービスは行わない。	該当する者が入院した際、その医療機関の病棟において、主に医療従事者とその者との意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りとし、これら以外のものを対象としない。 支援を受けることができる時間数は、支給期間内で定められた支給量とする。 (1) 支給期間 支給開始日の属する年度の末日までの期間。ただし、当該年度の末日までに退院日が明瞭に予定されているときは、当該退院日を支援

<http://www.otsufuku.com/gm/25%20ikea2/nyuujinjikomyunike-syon%20>

25年度「医療的ケア」委員会での取り組み 4

第3回定例会(8月29日)

- 報告書「障がいのある人の入院時の支援について」検討

第4回定例会(10月24日)

- 報告書の最終確認→2市1町各健康福祉部長宛に提出

- 以降は2市1町それぞれで事業実施の検討へ。
- 検討の進捗状況を「医療的ケア」委員会定例会で市町より報告
- 長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等、個々の会議等での検討も
- 2市1町よりの呼びかけで関係事業所との「意見交流会」(12月6日)も実施された。

乙訓2市1町での「入院時コミュニケーション支援事業」

- 対象者(各市町在住の障がい児・者で次のいずれにもあてはまる方)
 - ・ 「重度訪問介護」または「行動援護」の対象者
 - ・ 発語困難等により意思の伝達が困難な者(ただし、福祉用具、手話等の媒体を使用し、意思疎通できる場合は除く)
 - ・ (向日市・大山崎町は「入院先の医療機関から承諾書の提出」も必要)
- コミュニケーション支援員とは
 - ・ 障がい児・者との意思疎通に熟達した、指定障害福祉サービス事業者等の従業者。
- 支援内容
 - ・ 入院時における医療従事者との意思疎通を図ること及びこれに伴う見守り
- 利用時間
 - ・ 105時間/年度
- 費用負担
 - ・ 原則としてサービス費用の1割(所得に応じた上限、低所得者への減免措置有)

13

これからの取り組みについて…

- 「入院時コミュニケーション支援」として事業化はされたが…
 - ・ 検討の中でクリアできた課題と残された課題
 - とにかく「まず一歩進みだす」意味での制度化へ
 - ・ 他地域で実施されている事業に基づいた検討
 - 乙訓の地域課題とのすり合わせは今後もさらに必要
 - ・ 利用にあたり必要となる医療機関等関係機関との調整等
 - 実際の利用ごとに実績と課題を積み上げていく必要がある。
 - ・ 「入院時に必要な支援」のすべてを「入院時コミュニケーション支援」で解決できるわけではない
 - 実際の支援を通してあらためて課題を整理していく必要がある。

制度は出来たばかり。「発展途上」…

☆「医療的ケア」委員会の取り組みとして

定例会へ2市1町より実施状況の報告

実際に利用された個別の事例報告等を通して、実績と課題を把握する、等

…せっかく生まれた事業を大きく育てていきたい。

14

協議の経緯を振り返って…

- 自立支援協議会そのもので何かをしていくわけではない…そこで話し合い、共有したことを参加者全員が尊重し、その実現に向けてそれぞれの立場で「努力」することが不可欠
- 「要求・要望の場」ではなく「協働の場」
- ただ漠然と「何とかならないか」ではなく、「望む結果」は何なのかを具体的に思い描き、目標を明確にすること。そこに向かっていくための「仕掛け」が必要

☆今回のケースでは…

「入院時コミュニケーション支援」を検討し事業化するのは行政(2市1町)の役割。

その実現のために必要性の根拠を示し、検討に役立つ材料を提供するのが自立支援協議会の役割。

15

まとめに代えて

…自立支援協議会はあくまでも「ツール」である

- 「ただあるだけ」では何の役にも立たない…積極的に活用しようという参加者の「主体的な意思」が不可欠。
- 「何のために使うか」…「望む結果」「目的」を明確にして、「選び方」「使い方」を考えながら使う必要がある。
- 「使い勝手」をよくするための努力も大切…「メンテナンス」も必要。
- 「上手に使う」ことが大切…使い方を間違えると効果は上がらない。

16